

第3章 威儀具(塵尾)について

藤 田 憲 司

ここで取り上げる威儀具はS D1108から出土した漆塗りの仮称環形付木製品で、本文中ではその用途を断定できなかったため仮称で用いた。その用途については調査担当者の中でも解釈の差があり、統一的な見解に至っているわけではない。たとえば本木製品を図示するにあたって環状部を上を描く意見もあった。事実、同種の既報資料は数少ないながらもいずれも環状部を上にして図化されている。儀杖あるいは剣形などの木製品とする解釈が影響しているようである。あえて従来の方法と異なった図示をしたのは、木製品の用途について別の観点があることを示したかったためである。しかしながら本項での解釈もなお、流動的な見解であることを断わっておきたい。

木製品の現況と特徴をもう一度記す(Fig.402-1)。材質はイヌガヤで一木作り。木心部を中心に対称形に削り出されているが、ロクロによる仕上げではない。詳細に観察すればそれぞれの部位で加工痕を認めることができ、軸の上半部に比べると軸の下半から環状部にかけては滑らかに調整されている。現存長19.5cm、図の上端は漏斗状に開く。本来の上面形は直径4.4cmほどの円形に作られていたと思われる。現状はその1/3を欠き、欠落部分も上面と同じように細かな調整が加えられている。白木のままである。仮にこの部位を受け部と呼んでおく。受け部の外周も細かく面取りされているが、仕上げの調整は環状部、軸下方の漆塗り部に比べ粗い。軸部分は直径2.3cm、長さ約11cm。上端の受け部との境に浅い溝を1条彫っている。下方1/3は漆塗り、中ほどの1/3は糸を巻いて漆を塗っており、上の1/3は白木のままである。現況はこの部分にも木目に沿って漆が染み込んでいるが、これは保存処理後の姿で、出土時は全く漆の染み込みは見られなかった。受け部から軸部の白木部分には使用痕あるいは別の材が当たって摩耗したような痕跡は見られない。軸下端はシャープに外反し、長軸6.2cm、短軸5.6cmの楕円形の鐙状に作られている。鐙状部の長軸に沿う形で厚さ約1.6cmの扁平な環が取り付けられている。環の外径は7.6cm。鐙状の部分から環にかけても全面に黒漆が塗られている。漆の遺存状態はよく、出土時は水をはじくほどであった。

木製品の残存状況から見れば、本来は別の材または部位を組み合わせで完成された製品になると考えられる。一つのユニットとしては上端のごく一部を除いてほぼ全形が残っていると考えられ、白木のままで漆の付いていない部分には木部を覆うように別の材が巻かれていたと思われる。さらにいえば、白木部分に巻かれた別の材は軸部中程に痕跡を残す繊維質のものでしっかり固定されていたものと思われる。別材を固定した繊維全体にも漆が塗られていたと思われるが、根拠はない。この推定を前提にして本製品の本来の形と用途を考えてみたい。^{註1}

1. 二・三の類例について

本例に似た木製品の出土例は管見に上るもので他に三例ある(Fig.402)。以下に概要を記す。

滋賀県能登川町斗西遺跡例(Fig.402-2)^{註2}

斗西遺跡は琵琶湖南岸に注ぐ愛知川左岸の沖積地にあり、この沖積地には宮の前遺跡や中沢遺跡など弥生時代中期から古墳時代にかけての大規模な集落が点在している。ちなみに斗西遺跡では、下田遺跡

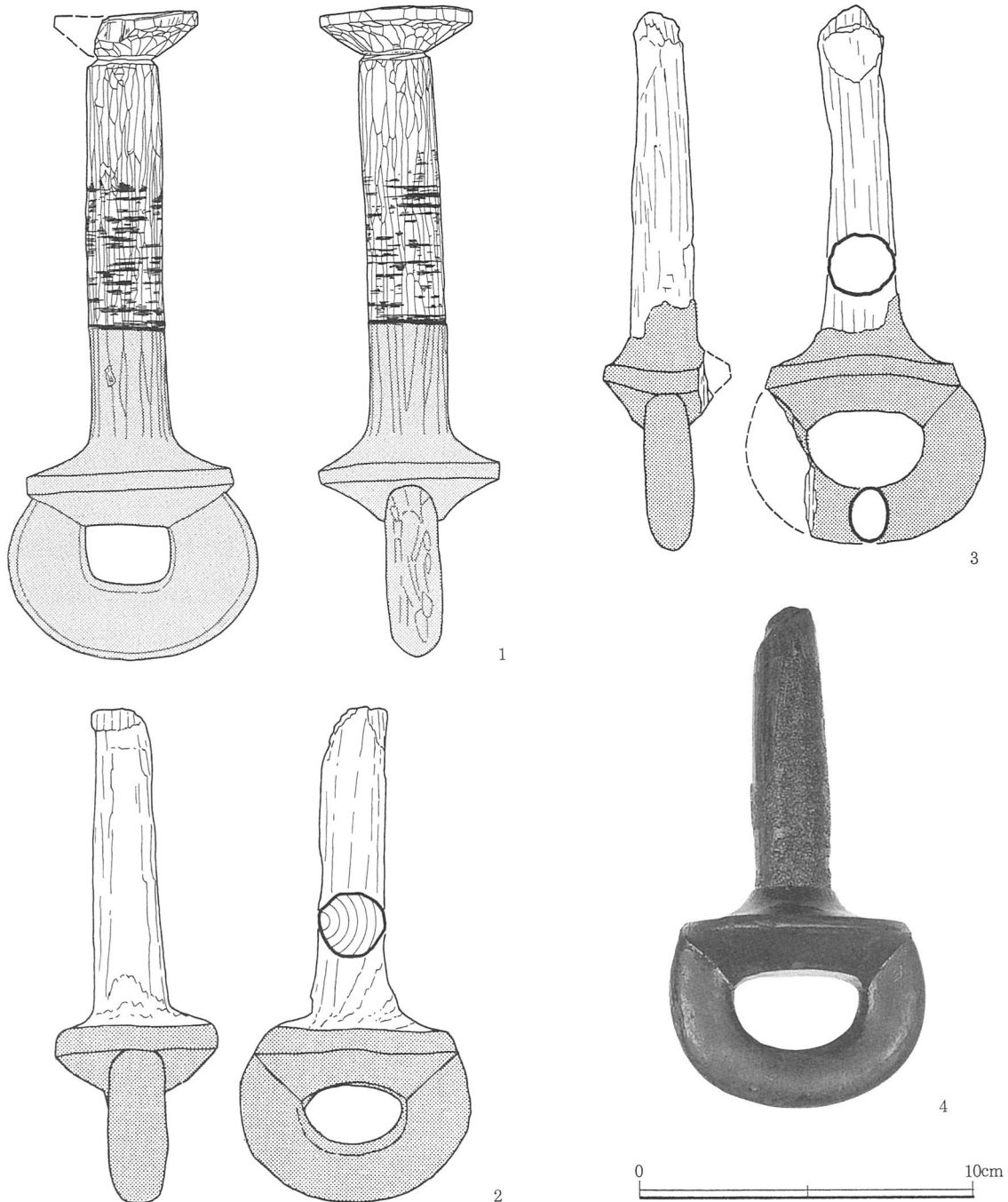


Fig. 402 威儀具(塵尾)類例 2・3(註12書より) 4(註4書より)=縮尺不明

と同様な四方転びの板材も出土している。

類似の木製品は古墳時代集落の溝から出土している。イヌガヤの心もち材を用いた一木作りで軸部先端を欠失している。環状部の形態は大きさとともに下田例とよく似ており、全面に黒漆を塗布している。軸部は遺存状態が思わしくなく、先端部が残っていると考えてよいかはっきりしない。先端部の方が幾分細くなるようであるが、現状で先端部まで残っているとみれば、受け部に当たる部分は下田遺跡出土例と異なり、細い帯状の凸部を形成するのかも知れない。軸部の長さは下田例より短く、この部分に漆が塗布されていたかどうか不明である。少なくとも先端部に近いところでは、漆の残存は認められなかったようである。現存長14.5cm、環の外径5.2cm×6.8cm、軸の径2.0cm、軸部長8.5cmを測る。報告では玉杖形木器と記されている。

奈良県榛原町戸石・辰巳前地区出土例(Fig.402-3)^{註3}

奈良盆地東南奥にある榛原町内の弥生時代末から古墳時代初頭にかけての溝から出土した。環状部は前記2点とほぼ同形同大で、環の一部と軸部の先端を欠損している。環の厚みは前記2点に比べるとやや薄い。環から軸部の付け根にかけて黒漆を施している。漆が軸のどのあたりまで塗布されていたか不明である。残存長約16cm、環の復元外径7.2cm、軸部の径1.8cm、軸部長9cm以上を測る。

大阪府八尾市久宝寺遺跡出土例(Fig.402-4)^{註4}

(財)八尾市文化財調査研究会による発掘調査で出土した木製品である。出土地点は現長瀬川左岸の沖積地で布留式期の河川から土器とともに出土している。環状部の造りは下田例と似ており、軸部の先端を欠損している。環状部から鐔状部にかけて黒漆をていねいに塗布しており、軸部はその付け根から漆のかかった繊維質のものが巻き付けられているようである。現存長約15cm、環の外径7.3cm、軸部の径2.1cm、八尾市歴史民俗資料館の特別展図録中では、木製素環頭柄頭と記されている。

以上のように下田例に近似する木製品は、ほぼ同形同大の木製品である。いずれも環状部はよく残り先端部が欠損する傾向にあるのは、漆の塗布に関係しているのかも知れない。先端部には木質部に直接漆が塗られていなかった可能性が高い。表面の削り方の粗さを考慮すると別の部材を装着したことの反映と考えて大過あるまい。

用途についても既報資料ではいずれも剣ないしは太刀あるいは儀杖用の木製品の把部と考えられているようである。それは、多分に素環頭太刀を連想させる環状部を意識し過ぎたためと思われる。さらに木製品のいずれもが先端部を欠損し、1ユニットとしても完形でなかったこともある。ただこれらの製品は軸部(把間)の断面形状からみて、参考に記したような刀や剣の把頭になるものではない。儀杖用の木製品と考えるにしても、先端部から先の欠損部について特別な装着形態を考えない限り実用的な製品にはならない。奈良国立文化財研究所刊の『木器集成図録 近畿原始篇(解説)』1993年では限定された機能をもつ入念で複雑な「用途不明品」としている。

2. 用途について

これらの木製品の用途を決定付ける本来の特徴は、従来の考察の根拠になった環状部にあるのではなく軸部から受け部より上にあると考えたい。もう一度下田例をみると、木製品は完全な単体の製品ではなく、別の材ないし部品(必ずしも一つに限られるものではなく複数の材であってよい)と組み合わせさせて一つの製品となるようである。1ユニットとしてはほぼ全形が残っている。直接木質部に漆が塗られていない部分は平坦で細かく調整されているが、漆塗布部分に比べて仕上げの調整が粗い。この部位が別の材で覆われて表面に露出しないことが計算されていたような仕上げである。軸部は儀杖等の用途を仮定しても握り部分であり、白木の部分も外側の取り巻き材に漆の塗布もしくはそれに近い装丁が施されていたと考えてよい。握り部分の長さは約11cmで、片手の握りにやや余る長さである。しかし成人女性でも両方の手は添えられない。

既報資料はこの部位が欠けていたので長さのある木製品を想定されたと思われるが、杖であれば受け部は不要である。剣や刀を模したにしては柄(軸)の断面が円形でかつ細すぎる。受け部の造りは鐔と考えるにしてはあまりに不自然である。本製品と伴出した朱塗りの剣の木製把頭(Fig.157-W2)をみると、把手部の長さは本製品の環状部を除いてもやや小振りながら、鐔と把頭は楕円形に削り出され、把

部も段を付けて楕円形になっている。把部には剣身部を差し込むように「ホゾ穴」が把頭部まで貫いて穿たれている。剣身の突き抜けた把頭部は全面に朱が塗られているが、剣身を止めるための工夫がなされていたと思われる。鐔側の「ホゾ穴」で測れば幅3.5cm、厚さ0.4cmの剣身が付くらしい。この把頭は握りの上下の突起部に小孔が3個ずつ穿たれており、玉纏に類する護拳装具が施されていた可能性がある。この剣把の造りから見ても、環状の付く本木製品はその先端に付けられる別のユニットが剣身や鞘の類ではなく、重量の負担の掛からないものであったに違いない。

これから先の想定はしいて類品をたどる根拠の希薄なものである。つまり布留式期にあってよいもの、木製短甲(Fig.158-W3)や別の調査で出土した蓋^{註5}(Fig.9)などと同様に、精巧な漆塗りの本製品が渡来品あるいは渡来系の技術思想の中にある製品と考えてよく、下田集落のグループがこれらの品々を所有できる泉州の中では先進的な内容をもった集団であろうということを前提にした想定である。

下田例からみて軸部は片手で握む「握り」の部分と考えてよいであろう。木製品は軸の先端部に別の部材がついて完成品となる。その部材は用い方にもよるが、比較的軽量で長さのない材であったと推定される。丁寧に漆塗りされていることから、誰でもが用いる雑器の類ではない。そうしたことから、あえて類品を推測すれば団扇か塵尾ないし払子の類が挙げられる。翳は従者が両手で捧げる大型品と考え、ここでは対象外にしておきたい。

3. 扇と塵尾または払子

塵尾については塚田良道氏の考察^{註6}があり、中国に起源をもつ塵尾が4世紀には高句麗に伝わり、日本では5～6世紀の男性の人物埴輪でこれを持つものがあることが指摘されている。

団扇または羽毛扇と、塵尾ないし塵尾と同義語的に使われる払子との厳密な区別や適切な呼び方については私には語ることができない。考古学の資料には団扇と呼ばれているものが日本列島では弥生時代から出土例があり、韓国では紀元前1世紀には見られる。塵尾とされているものは正倉院の御物に残っ

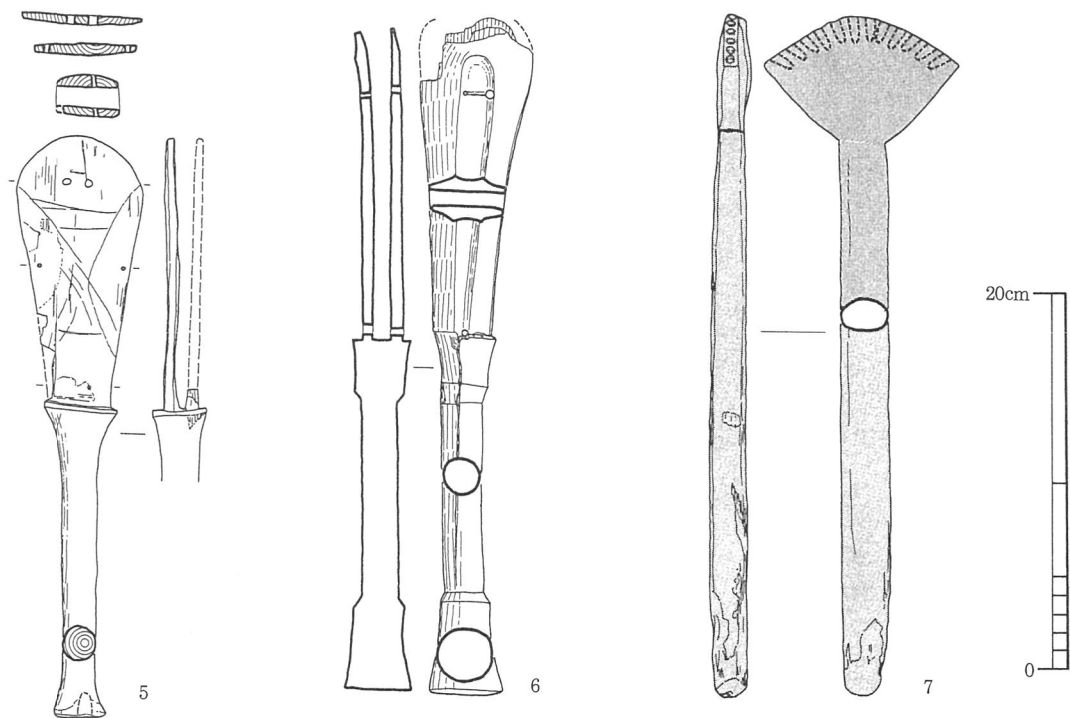


Fig. 403 団扇類例 (註12書より)

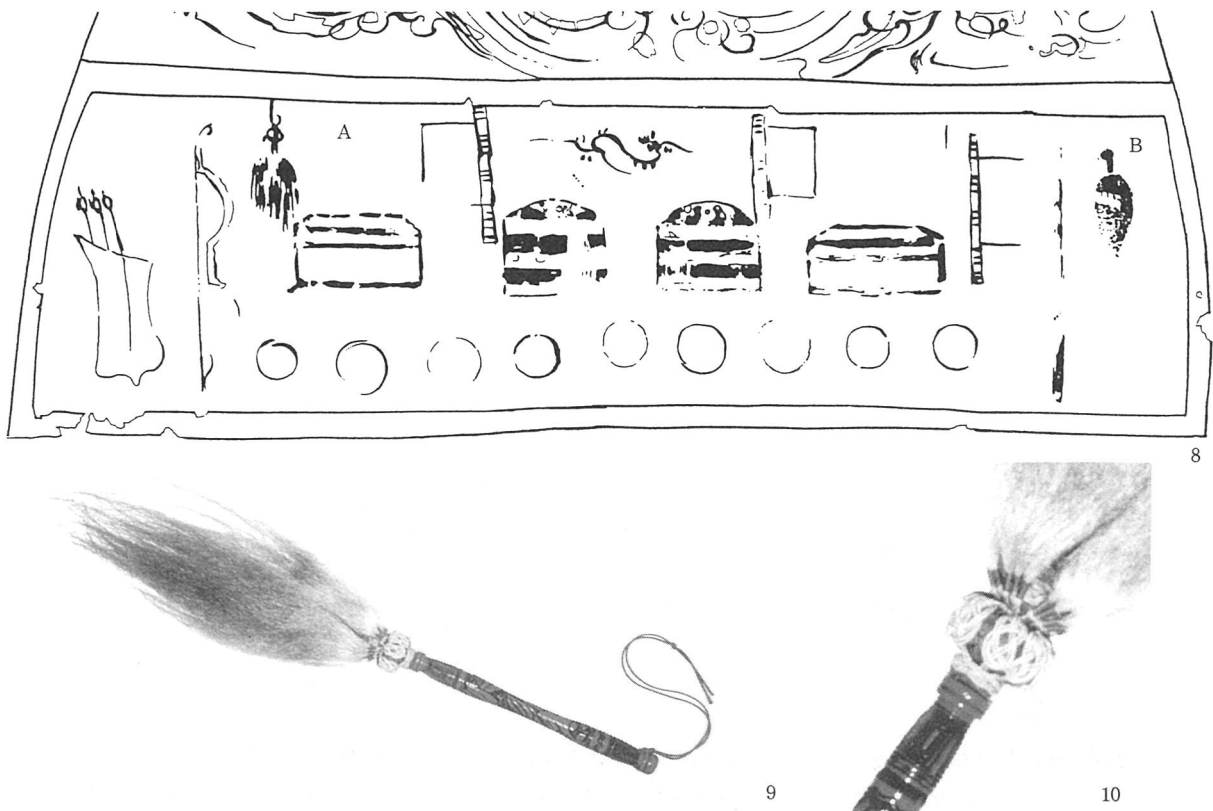


Fig. 404 酒泉十六国墓壁画*と現代の払子 (*部分=註11書より)

ている。仏具として現存する払子は、長さ30cmほどの細い「柄」の先に馬の鬣または尾を取り付けたものである(Fig. 404-9)。

大阪府新家遺跡の団扇^{註7}(Fig. 403-5)は弥生後期の包含層から出土している。残存全長30.7cm、握り部は径2cmほどの丸い断面形でその上部は長さ14.2cm、幅3~7cmで扇状に広がる。扇状部の厚さ2cmで先端の小口部に細いホゾ孔を挟み込んでいる。鳥の羽根などを差し込む孔と考えられる。外面には朱を塗った痕跡がある。把手の上部には線刻があるが明瞭ではない。材質はイヌガヤである。

大阪府西岩田遺跡の団扇^{註8}(Fig. 403-6)も弥生後期に属する。新家例に大きさ形とも近似するが、より精巧な造りである。握り部の径も2cm程度で、その上下に段をもつ。

韓国茶戸里遺跡では無文土器時代の団扇^{註9}(Fig. 403-7)が出土している。全体に漆が塗られ、軸部は棒状で特別な細工はない。軸部上部は厚み1cmほどで扇状に開き、その上面板の小口部に鳥の羽軸状の基部などを差し込むような小さな穴が並んでいる。

正倉院に残る塵尾は全長約70cmの大型品で、獣毛を薄い長方形の板で挟み込み、これをさらに長い挟りを入れた棒状の柄で挟み込んだものである。

中国三国時代や高句麗の古墳壁画などでは墓主が手にするものあるいは墓主の持ち物として、塵尾がしばしば描かれている。その細部表現を信ずれば、羽部を柄で挟み込んだように描かれているものが多い。孫 机氏の研究^{註10}によると塵尾は三種に分類されるようであるが、主に羽部の形状による分類で柄の形状については詳しくはわからない。線刻を含めた絵画資料をみると柄頭部が太くなったり丸くなったりするものがあり、さらに紐状の輪を表して壁につるしているものがある。甘粛省の酒泉十六国墓の壁画^{註11}には壁に掛けた環状の表現があるが(Fig. 404-8)、環状の柄頭なのか紐なのか判断しがたい。

これらの例で細部を観察できるものはいずれも柄の一端が羽部の材を挟み込むか、鳥の羽根状の軸を柄の先端の小口面に差し込むもので、多くは団扇形のものになると考えられる。ただし、前出の十六国墓壁画では塵尾らしきものが壁の左右に一つずつ描かれており(Fig.404-8 A・B)、羽部の表現がはっきり異なっている。団扇形以外に房状のものもあったと考えてよさそうである。下田遺跡出土例などでは柄の先端にウチワの羽部を取り付けることは難しいが、房状のものであれば取り付けることが可能である。現在仏具として使われている払子は房状のもので、柄の先端は差し込み式でもなければ挟み込み式でもなく、下田例のように節状になっている。節の下部から組み紐を用いて節部をくるみ、その先に馬の鬣を取り付けている(Fig.404-10)。性格の異なる現在の払子に事例を求めることには難があるが、漆の残る巻き糸部分と白木部分との処理方法を考えさせてくれる。

以上の諸例から見れば、下田遺跡出土例などの類品を塵尾とするにはむしろ否定的要素の方が多く、また団扇形ではなく房形の塵尾の存在を肯定する積極的な根拠があるわけでもない。これらの用途不明木製品を急いで規定する必要はまだないと思われるが、「素環頭形」の木製品的なイメージがありがちな現状を考え、あえて下田遺跡出土例類品を房状のものが付く「塵尾」のような威儀具として議論の俎上に載せたいと願うものである。

註および参考文献

- 1 本木製品の検討にあたって、(財)大阪市文化財協会永島暉臣慎氏から中国および朝鮮の各資料および文献すべてについてご教示を受けた。また高句麗安岳3号墳壁画資料について直接氏が撮影されたポジフィルム等を見せていただいた。記して感謝したい。
- 2 能登川町教育委員会「斗西遺跡」『能登川町埋蔵文化財調査報告書』第10集 1988年
- 3 奈良県教育委員会「宇陀地方の遺跡調査(大和高原パイロット事業地内の発掘調査概要)―昭和60年度―」『奈良県遺跡調査概報1985年度』1987年
- 4 八尾市歴史民俗資料館『八尾を掘る―10年の歩み―』1992年
- 5 下田遺跡調査団『下田遺跡発掘調査概要 しもだ』1990年
- 6 塚田良道「塵尾について」『埴輪研究会誌』第1号 1995年
- 7 (財)大阪文化財センター『新家(その1)』1987年
- 8 中央南幹線内遺跡調査会『中央南幹線下水管渠築造に伴う遺跡の調査』1971年
- 9 韓国考古美術研究所「義昌茶戸里遺跡発掘進展報告(Ⅰ)」『考古学誌』第1輯 1989年
- 10 孫 机「諸葛亮掌的是“羽扇”吗」『文物叢談』1991年
- 11 甘肅省文物考古研究所編『酒泉十六国墓壁画』1989年
- 12 奈良国立文化財研究所編「木器集成図録近畿原始篇(解説)」『奈良国立文化財研究所史料』第36冊 1993年

ふじた けんじ (財)大阪府文化財調査研究センター)